

令和5年度「やまなしの食」データベース化資料作成業務委託仕様書

山梨県が実施する令和5年度「やまなしの食」データベース化資料作成業務の委託先団体等の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次のとおりとする。

1 業務の概要

山梨県が、特に次世代に継承すべきものとして支援を行う郷土食等として認定した「やまなしの食」をホームページ等に掲載する事で、写真やレシピなどを誰もが自由に閲覧し、調理の参考に出来るようにするため、データベース化に必要な資料を作成する。

2 委託業務実施期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

3 委託業務の内容

(1) 資料作成

① 調理品目

「やまなしの食」15品

浅尾大根のアップル漬け、えごまのぼたもち、いのしし肉の味噌煮（田舎煮）、寒干し大根（干葉）栗のワイン煮、甲州小梅（シソ漬け）、酒まんじゅう、凍み大根の煮物、白うりのかす漬け、せりそばなんばん味噌、にじます料理、豆餅、わさび漬け、割り干し大根の煮物

② 内容

- ・県が提供する基本レシピ（材料、分量、調理手順を記したもの）に基づき調理を実施する。
- ・記した手順にあった調理過程及び完成した料理の写真（デジタル）を記録する。
- ・記した手順の表現について補足が必要なものや、記した分量が適切かどうか検討し提案する。

(2) 報告書提出

- ・業務完了報告書（様式第7号）に写真データ（CD等へ記録）を添付し、令和6年2月29日（木）までに報告をする。ただし、途中で実施状況について任意様式による報告を求める場合がある。
- ・提出する写真データは、今後、県の取組の中で一般に公開されることを前提としたものとする。

4 業務実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことがないように万全の注意を払うものとする。

(2) 実施体制

会場の確保、実施に必要な食材・調理器具等の準備、その他実施に必要な調整を行うこと。

(3) 委託料対象経費

会場借料、機器借料、食材費（調理に必要な食材に限る）、資料印刷費、役務費（運営スタッフ経

費等)、保険料、通信運搬費、消耗品費

- (4) 本業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (5) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報も含む）等については山梨県に帰属する。
- (6) 本業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は県との協議の上、決定する。